

高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に關し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）にのっとり、地域における鳥獣被害を軽減する取組に対して、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第4の2の（1）及び（4）に基づいて実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(1) 鳥獣被害防止総合対策推進事業

地域協議会又は地域協議会の構成員である市町村等が行う事業に要する経費

(2) 鳥獣被害防止総合対策整備事業

地域協議会又は地域協議会の構成員である市町村等が行う事業に要する経費

(3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

地域協議会又は地域協議会の構成員である市町村が行う事業に要する経費

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の着工)

第5条 補助事業者は、補助事業を着工する場合は、原則として、補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着工する必要がある場合は、補助事業者は、別記第2号様式による交付決定前着工届を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付することが適當であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたもののが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
 - (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助金の交付の条件)

第6条の2 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならぬこと。
- (3) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納入しなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、前条第1項ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。ただし、第2条第3号に掲げる事業のうち有害捕獲事業を除く。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による変更・中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 別表第1に掲げる重要な変更を行う場合
- (2) 補助事業の施行箇所又は当該補助事業による施設等の設置地区を変更する場合
- (3) 補助金の増額又は減額の場合

2 知事は、前項の変更・中止（廃止）承認申請書を受理したときは、これを審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遅延等)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助

事業の成果を記載した別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、同項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の概算払）

第10条 知事は、既に着手した補助事業で必要があると認めるものについて補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、別記第6号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。
- (5) 補助事業者が第6条第1項ただし書各号に掲げるいずれかに該当したとき。

（繰越承認の申請）

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（工期の延期）

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による繰越しの承認を受けた補助事業について、やむを得ない理由により工期の延期が必要となった場合は、速やかに別記第 8 号様式による工期延期承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならぬ。

(関係書類の保管)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得した財産 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具で処分制限期間を経過しないものは、別記第 9 号様式による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 12 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 4 日から施行し、平成 24 年 11 月 13 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 25 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 23 日から施行し、同月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 6 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 11 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 18 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 17 日から施行し、同月 1 日から適用する。

別表第1（第3条、第7条関係）

区分	事業種類	事業内容	補助率	重要な変更
鳥獣被害防 止総合対策 事業費補助 金				
鳥獣被害防 止総合対策 推進事業	1 被害緊急対 応型 2 広域連携型	1 事業費 交付等要綱第4の2の (1)に基づいて行う事 業に要する経費 (1) 被害防止活動推進 ① 推進体制の整備 ② 有害捕獲 ③ 被害防除 ④ 生息環境管理 ⑤ 広域柵の再編整 備計画策定支援 ⑥ サル複合対策 ⑦ 鳥類複合対策 ⑧ 他地域人材活用 ⑨ ICT等新技術の活 用 ⑩ G I Sを活用し た被害対策等の 可視化定着支援 (2) 実施隊特定活動 ① 大規模緩衝帯整 備 ② 誘導捕獲柵わな 導入 (3) I C T等新技術実 証(情報通信技術等を 用いた捕獲技術等) (4) 農業者団体等民間	定額、2分の1以内 (1) 1被害緊急対応型にあつ ては、(1)被害防止活動推進に 要する経費の2分の1以内と するが、鳥獣による農林水産業 等に係る被害の防止のための 特別措置に関する法律第9条 第1項の鳥獣被害対策実施隊 (以下「実施隊」という。)が 行う事業内容欄の1の(1)の ②から⑩までの取組に要する 経費については、1市町村当た りの限度額として鳥獣被害防 止総合対策交付金実施要領(平 成20年3月31日付け19生産 第9424号農林水産省生産局長 通知。以下「実施要領」という。) (別記1)の第3の1に示す別 表1の2の交付率欄の1の (1)に掲げるとおり定額補助 とすることができるものとす る。 (2) 2広域連携型にあつ ては、(1)被害防止活動推進に 要する経費の2分の1以内とす るが、実施隊が行う事業内容欄 の1の(1)の②から④までの 取組に要する経費については、 1市町村当たり実施要領(別記 1)の第3の1に示す別表1の 2の交付率欄の1の(2)に掲 げる額以内を限度額として定	区分の新設、 中止又は廃 止

	団体被害防止活動	額補助とすることができまするものとする。
	(5)ジビエ等の利用拡大 に向けた地域の取組	(3) 2 広域連携型にあっては、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の⑤から⑩までの取組に要する経費については、実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(3)に掲げる額以内を加算することができるものとする。
	① 販売拡大支援 ② 搬入促進支援	
	(6)鳥獣被害対策実施隊 体制強化	(4) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)に代えて、事業内容欄の1の(1)の①から④までの取組に要する経費について、1市町村当たり実施要領(別記1)の第3の1に示す別表1の2の交付率欄の1の(3)に掲げる額以内を限度額として定額補助とができるものとする。
	① 実施隊員の人材育成 ② 新規猟銃取得支援	
	(7)捕獲サポート体制の構築	
	(8)処理加工施設の人材育成	
	(9) I C Tの活用による 情報管理の効率化	(5) 事業内容欄の1の(1)、(2)及び(5)の②における上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。なお、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上限単価を超えて助成する必要があると知事が認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成することができるものとする。
		(6) 事業内容欄の1の(3)における限度額は、被害緊急対応型にあっては、I C T等新技術の実証に要する経費の2分

の 1 以内とするが、1 市町村当たり 100 万円以内を限度額として定額補助できるものとし、広域連携型にあっては、I C T 等新技術の実証に要する経費の 2 分の 1 以内とするが、1 市町村当たり 110 万円以内を限度額として定額補助できるものとする。

(7) 事業内容欄の 1 の(4)における限度額は、被害防止活動に要する経費の 2 分の 1 以内とするが、1 市町村当たり 200 万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、同一市町村内の複数の事業実施主体がそれぞれ異なる対象鳥獣に対する被害防止活動を実施する場合には、1 団体当たり 200 万円以内を限度額として定額補助できるものとする。

(8) 事業内容欄の 1 の (5) の①については、1 市町村当たり 300 万円以内を限度額として定額補助できるものとする。ただし、衛生管理認証の新規取得に関する経費は 1 施設当たり 35 万円以内を限度額として定額補助できるものとする。

(9) 事業内容欄の 1 の (6) の①については、1 市町村当たり 200 万円以内（1 月の上限 20 万円）を限度額として定額補助できるものとする。

(10) 事業内容欄の 1 の (6) の②については、交付率は 2 分の 1 以内、且つ 1 市町村当たり 50 万円以内を限度額として補

			<p>助できるものとし、上限単価は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(11) 事業内容欄の1の(7)については、1市町村当たりの限度額として実施要領（別記1）の第3の1に示す別表1の2の交付率欄に掲げるとおり定額補助とすることができまするものとする。</p> <p>(12) 事業内容欄の1の(8)については、1施設当たり192万円以内（1月の上限16万円）を限度額として定額補助できるものとする。</p> <p>(13) 事業内容欄の1の(9)については、1市町村当たり350万円以内を限度額として定額補助できるものとする。</p>	
鳥獣被害防止総合対策整備事業	<p>1 被害緊急対応型</p> <p>2 広域連携型</p>	<p>1 事業費 交付等要綱第4の2の(1)に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1)鳥獣被害防止施設 ① 新規設備 ② 再編整備 ③ 既設柵の地際補強 (2)処理加工施設 (3)捕獲技術高度化施設 (4)地域提案</p>	<p>定額、2分の1以内 ((1)から(6)までの要件のいずれかに該当する地域にあっては、10分の5.5以内とする。なお、上記にかかるわらず、鳥獣被害防止施設を農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とする場合は、定額補助できるものとし、鳥獣被害防止施設及び処理加工施設を整備する場合の上限単価については、別表第3に定めるとおりとする。なお、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上限単価を超えて助成する必要があると知事が認める場合にあっては、整備等の内容に応じ</p>	区分の新設、中止又は廃止

た必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成することができるものとする。)

(1) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された山村

(2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)

			(3) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (4) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域 (6) 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域	
鳥獣被害防 止緊急捕獲 活動支援事 業	1 被害緊急対 応型 (鳥獣による農 林水産業等に係 る被害の防止の ための特別措置 に関する法律 (平成 19 年法 律第 134 号) 第 4 条に基づく被 害防止計画の対 象となっている 市町村の区域に おいて、被害防 止計画に基づく 有害捕獲を実施 するものとす る。)	1 事業費 交付等要綱第 4 の 2 の (4) に基づいて行う事 業に要する経費（本事業 の支援対象期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日 までとする。なお、事業 実施主体が支援対象期間 に捕獲確認をした場合に は支援対象とすることが できる。) ① 有害捕獲 ② ①により捕獲した 個体の処理	定額 ただし、上限単価について は、別表第 4 に定めるとおりと する。	区分の新設、 中止又は廢 止

2 広域連携型 (複数の市町村 域を含む地域に おいて、1と同 様の被害防止対 策を実施するも のとする。)			
--	--	--	--

(注)

鳥獣被害防止総合対策推進事業は、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）別表の区分・事業種類欄の2の(1)に、鳥獣被害防止総合対策整備事業は、同表の区分・事業種類欄の1の(1)に、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は、同表の区分・事業種類欄の2の(4)に、それぞれ対応する。

別表第2（第3条関係）（上限単価（消費税を除く。））

1 被害防止活動推進														
(1) 箱わな														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>仕様（幅×奥行き）</th><th>獣種</th><th>上限単価（千円/基）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型獣用 (3 m²以下)</td><td>主にイノシシ、シカ及び クマ（サル用を兼ねる。）</td><td>119</td></tr> <tr> <td>中型獣用 (2 m²以下)</td><td>サル専用</td><td>88</td></tr> <tr> <td>小型獣用 (0.5 m²以下)</td><td>アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等</td><td>19</td></tr> </tbody> </table>			仕様（幅×奥行き）	獣種	上限単価（千円/基）	大型獣用 (3 m ² 以下)	主にイノシシ、シカ及び クマ（サル用を兼ねる。）	119	中型獣用 (2 m ² 以下)	サル専用	88	小型獣用 (0.5 m ² 以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	19
仕様（幅×奥行き）	獣種	上限単価（千円/基）												
大型獣用 (3 m ² 以下)	主にイノシシ、シカ及び クマ（サル用を兼ねる。）	119												
中型獣用 (2 m ² 以下)	サル専用	88												
小型獣用 (0.5 m ² 以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	19												
(注1) 「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。														
(注2) 箱わなを導入する場合においては、防錆仕様（亜鉛メッキ等）のほか、捕獲の対象となる獣種ごとに以下と同等以上の機能を有するものとする。また、必要に応じて捕獲環境及び捕獲従事者の安全面を考慮した箱わなの導入を行うものとする。														
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、シカ又はクマを対象獣種とする場合は、最小目幅10cm以下、Φ5mm以上とする。 ・サルを対象獣種とする場合は、最小目幅7.5cm以下、Φ3mm以上とする。 ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を対象とする場合は、最小目幅5cm以下、Φ1.6mm以上とする。 														
(2) くくりわな														
1基当たり16,000円とする。														
(3) 囲いわな														
1平方メートル当たり31,000円とする。														
2 実施隊特定活動														
(1) 大規模緩衝帯整備														
1ヘクタール当たり48万円とする。														
(2) 誘導捕獲柵わな導入														
1平方メートル当たり31,000円とする。														
5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（②搬入促進支援）														
(1) 解体機能を有する車両のリース導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）の上限単価														
1車両当たり1,500万円以内とする。														
(2) リース料助成額の算定														
リース料助成額は、次の算式によるものとする。														
<ul style="list-style-type: none"> ・ リース料助成額=リース物件購入価格（消費税抜き）×補助率（2分 														

の 1 以内)

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。

また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

ア リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合

- リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×補助率（2分の1以内）

イ リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合

- リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）×補助率（2分の1以内）

事業実施主体は、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

6 鳥獣被害対策実施隊体制強化（②新規猟銃取得支援）

（1）新規猟銃取得支援の銃購入費助成額の上限単価

1丁当たり 10万円以内とする。（実施隊員 1名当たり 1丁の取得に限る。）

（2）銃購入費助成額の算定

銃購入費助成額は、次の算式によるものとする。

- 銃購入費助成額＝銃購入費（消費税抜き）×補助率（2分の1以内）

（3）猟銃を新規取得した実施隊員の要件

猟銃を新規取得した実施隊員は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 猟銃を購入した日から 5 年以内に実施隊員として、猟銃による有害捕獲に取り組むこと。

イ 猟銃を購入した日から 5 年以内に猟銃の所有権を放棄しないこと。

別表第3（第3条関係）（上限単価（消費税を除く。））

1 鳥獣被害防止施設

①新規整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（円/m） (直営施工で資材費のみの定額補助の場合)	上限単価（円/m） (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵（1段当たり）	148	391
	電気柵シート (地際補強)	254	673
	ネット柵	1,090	2,600
イノシシ	金網柵（ロール状）	1,970	5,380
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1,290	3,000
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵（ロール状）	2,790	7,620
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	1,950	4,530

②再編整備

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価（円/m） (直営施工で資材費のみの定額補助の場合)	上限単価（円/m） (左記以外の場合)
獣種共通	電気柵（1段当たり）	74	317
	ネット柵	545	2,055
イノシシ	金網柵（ロール状）	985	4,395
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	635	2,365
シカ（イノシシ用を兼ねる。）	金網柵（ロール状）	1,395	6,225
	ワイヤーメッシュ柵 (パネル状)	975	3,555

③既設柵の地際補強

既設柵の種類	上限単価（円/m） (直営施工で資材費のみの定額補助の場合)	上限単価（円/m） (左記以外の場合)
ネット柵、金網柵、 ワイヤーメッシュ柵	826	2,065

④ グレーチング

上限単価(万円/m ²) (直営施工で資材費のみの定額交付 の場合)	上限単価(定率、%) (左記以外の場合)
17.7	50

(注1) 鳥獣被害防止施設の整備においては、侵入防止柵の種類ごとに以下と同等以上の機能を有するものとし、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵及び金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を実施するものとする。

- ・電気柵については、支柱間隔を4m以下とし、凹凸部及び傾斜部は地面との隙間ができない支柱間隔とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、通電性を有するものとし、幅1m以内とする。
- ・電気柵シート（地際補強）は、電気柵の新規整備と一体的に整備する場合に限り、上限単価の範囲内で加算できるものとする。
- ・ネット柵については、鳥獣による噛み切り等を防止するステンレスが編み込まれたネット又はそれに対応した強度を有するネットとする。
- ・ワイヤーメッシュ柵については、金網の径をφ5mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。
- ・金網柵については、金網の径をφ2mm以上とし、防錆仕様（亜鉛メッキ等）とする。

(注2) サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

(注3) 被害防止施設と一体的に整備を行う誘導捕獲柵わな等の捕獲施設については、被害防止施設の上限単価の範囲内とする。

(注4) 再編整備については、再編整備を実施する総延長に対する上限単価とする。

(注5) 既設柵の地際補強については、くぐり抜け防止の機能を有する構造とし、

既設柵が本交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2868号農林水産事務次官通知）及び中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官通知）に基づく事業により令和2年度以前に整備され、かつ残耐用年数が5年以上あるものに限る。

なお、令和7年度までの支援とし、同じ箇所への複数回の支援は不可とする。

2 処理加工施設

	上限単価（円 / m ² ）
食肉利用等施設	248,000
焼却施設	381,000

(注1) 交付対象となる食肉利用等施設又は焼却施設の補助金の限度額は、上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

(注2) 食肉利用等施設のうち、解体機能を有する車両及びコンテナ等を活用した簡易な施設については、適用しないものとする。

別表第4（第3条関係）

1 有害捕獲に係る捕獲活動経費（上限単価）は、次に掲げるとおりとする。

獣種	捕獲個体の処理	上限単価 (円/頭)
イノシシ及びシカの成獣	食肉処理等のため の施設において搬 入確認した場合	9,000
	焼却処分等のため の施設において搬 入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
イノシシ及びシカの幼獣		1,000
サルの成獣		8,000
サルの幼獣		1,000

（注）各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。